

辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2011年3月28日 NO. 100

東北関東大震災被災者の生活支援を !!

3月11日に発生した東北関東大震災は甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

この未曾有の大災害に対しては、発生以降、数々の取り組みを行ってきましたが、この度、あらためて民主党の厚生労働部門会議の中の雇用対策ワーキングチームから雇用分野（生活保護を含む）に関する意見提出が求められました。それに応じて、本日、私、辻泰弘が提出した意見書は以下の通りです。



<平成23年東北関東大震災の被災者に対する雇用対策・所得保障政策に関する意見>

東北関東大震災の被災者に対する救済・支援策のうち、雇用対策・所得保障政策については、以下の方針の下に進められるよう求めたい。

1. 平成23年度予算の成立後、速やかに大規模な補正予算を編成し、民生の安定、産業の再生、公共交通網の復旧、公的施設の再建、行政機能の回復など、被災地の要望に則した救済・復興のための事業を国の主導により強力に推進するとともに、それらを通じた大幅な雇用の創出をはかり、被災した失業者・求職者の優先的な雇用の確保、生活の支援に万全を期すべきである。

なお、この際、民主党の従来からの政策的な「こだわり」であったと言うべき、かたくなな「公共事業性悪説」から脱却し、国民の安全確保、将来の経済社会の発展、国民生活の向上などに資する社会資本の整備のための公共事業については、その本質的な意義を正当に評価する立場に転換する必要がある。

2. 被災地内の企業に対する雇用調整助成金の拡充と新たな助成金制度の創設、震災による離職者に対する雇用保険の失業等給付の期間延長、未払賃金立替払制度の支給額の引き上げなど、雇用の維持と離職した労働者の救済・生活支援のための施策を講じるとともに、それらに要する予算については一般会計で負担することとし、補正予算において労働保険特別会計への繰り入れを行うべきである。

3. 雇用保険の給付が受給できない求職者に対する支援制度については、法的整備をめざすと同時に、拡充のための増額を補正予算において措置すべきである。

4. 今次災害が空前のものであることに鑑み、現行の被災者生活再建支援制度の抜本的な拡充・強化を含め、生活の糧や家屋を失い困窮する被災者に対する全額国庫負担による給付金の支給制度を設け、そのための財源を補正予算において確保し、措置すべきである。

上記の辻泰弘の意見書および本号は下記のホームページに掲載。ご意見はお気軽に下記へ！

兵庫県事務所 TEL 078-230-8824 東京事務所 TEL 03-6550-0404 <http://yasuhiro-tsuji.jp/>